

# 告 示

埼玉県告示第八百五十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年六月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ久喜

埼玉県久喜市本町七丁目千百四十六番一

## ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）大和情報サービス株式会社 代表取締役 福島長男

（変更後）大和情報サービス株式会社 代表取締役 藤田勝幸

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社フォー・ユー 代表取締役 清水孝浩

香川県高松市今里町二 十六 一

株式会社ゴルフ・ドウ 代表取締役 伊東龍也

埼玉県さいたま市中央区上落合二 三 一

ブックオフコーポレーション株式会社 代表取締役 佐藤弘志

神奈川県相模原市古淵二 十四 二十

株式会社あさひ 代表取締役 下田進

大阪府大阪市都島区大東町二 三 二十

（変更後）株式会社フォー・ユー 代表取締役 清水孝浩

香川県高松市今里町二 十六 一

ブックオフコーポレーション株式会社 代表取締役 佐藤弘志

神奈川県相模原市古淵二 十四 二十

株式会社あさひ 代表取締役 下田進

大阪府大阪市都島区大東町二 三 二十

## ハ 変更年月日

平成二十一年七月十五日外

## ニ 届出年月日

平成二十四年六月六日

二 縦覧期間

平成二十四年六月十九日から平成二十四年十月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年六月十九日から平成二十四年十月十九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課